

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

旧 A	新 A	旧 新 別
三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市早稲田一丁目一〇番四地先まで	三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市田中新田字上ノ割一四一番一地先まで	区 間
五・八九〇 四〇・一〇	一四・七六〇 六六・三〇	敷地の幅員 (メートル)
三一〇四・八〇	一一三五・五二	延 長 (メートル)
平成二十九年三月十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部変更である。		備 考